

MINI LETTER

ミニ・レター137号 平成8年2月29日

【短信】 果樹農業振興基本方針について

1 果樹農業振興基本方針は、果樹が永年性作物であるという特性を考慮して、果樹農業振興特別措置法の規定により、主要な果樹について中長期的な誘導方向をよりの確に示すため、農林水産大臣が概ね5年ごとに定めるものです。

前回は平成12年度を目標年度として平成2年に定められましたが、その後、すべての果実の輸入自由化、ウルグアイ・ラウンド農業合意等により果樹農業をめぐる情勢が大きく変化したことに対応して、「長期見通し」と同時に、平成17年度を目標年度とする新しい果樹農業振興基本方針が策定されました。

さらに、都道府県段階においては、この基本方針に即しつつ、各県の果樹農業振興計画を策定し、より具体的な取組みを進めることとしています。

2 今回の果樹農業振興基本方針は、果樹農業をめぐる厳しい情勢に対処しつつ、今後生産者が希望を持って営農に取り組むための目標を明示し、果実需給の安定、高品質果実の生産、国際競争にも耐え得る足腰の強い果樹産地の育成及び果樹園経営の安定に資することを目的として策定しています。その内容としては、

(ア) 需給については、うんしゅうみかん等は減少するものの、国産果実生産の維持 確保、うんしゅうみかん、りんご等の輸出の拡大等意欲的な見通しを設定

(イ) 果実需給の安定を図るため、長期(10年先)の需要見通しの策定と生産の誘導、 短期的な計画生産・出荷等の実施による適切な需給安定対策の推進

(ウ) 生産性の高い果樹園経営と国際化にも耐え得る足腰の強い産地を育成するため の、経営指標、生産基盤の整備等の推進方向

(エ) 果実の流通・加工の合理化

(オ) 果実の需要の増進及び輸出の振興等の基本的方向を定めています。

3 今後の施策は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の果樹対策を中心に、各県等の対策を合わせることにより、機動的・弾力的・総合的に推進していくこととしています。

果樹農業振興が図られるよう、農業者や農協はもとより、流通や加工等も含めた果樹農業関係者全体の協調と自助努力、行政との密接な連携により果樹産業全体の発展を図ってゆくことが必要となっています。

[Back](#) [Next](#)

[ミニ・レター メニューへ](#) [農林水産省 ホームページへ](#)